

平成 28 年 2 月 22 日  
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 再商品化事業の円滑な実施を図るための重要事項

平成 28 年度再商品化業務実施に当たり、以下に示す再商品化業務に関する重要事項を、必ず事前に確認いただくようお願いする。

### 1. 契約書について

「プラスチック製容器包装再商品化実施契約書」(事業者説明会資料 19) には、再商品化を実施する上での基本となる重要な内容が記載されており、契約締結に先立ち熟読されたい。また、第 11 条ならびに第 17 条に変更もあるので確認いただきたい。

### 2. 措置規程について

上記の再商品化実施契約と対をなす「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準」(事業者説明会資料 18) も改訂されますので、併せて確認いただきたい。

- \* 平成 27 年度 措置発動・業務改善指示書発行総件数：5 件 (4-1 月) <参考 H26：15 件>
  - (内訳) 不適正行為による契約解除および次年度以降 7 年間登録停止：1 件
  - 品質基準値未達：2 件
  - 再商品化業務の適正な管理履行義務違反：2 件

### 3. 指導票について

業務改善指示書を含む措置には該当しないが、当事業部として看過できない事項に対しては、今年度も「指導票」を発行して注意喚起・早期改善を図っていく。

- \* 平成 27 年度 指導票発行総件数：10 件 (4-1 月) <参考 H26：22 件>
  - (内訳) 安全衛生関連：5 件
  - 利用事業者関連：4 件
  - 業務管理関連：1 件

### 4. 労働災害の発生防止

再商品化業務において、作業安全ならびに良好な労働衛生状態の確保は事業実施にあたっての最重要事項であるにもかかわらず、下記参考データの通り、未だ重大災害が後を絶たない状況にある。

- \* 労働災害(怪我等身体への障害を伴う) 事故年度別発生件数  
H27：5 件 (4-1 月)、H26：9 件、H25：6 件、H24：6 件、H23：10 件

以上